



2生畜第240号  
令和2年5月1日

都道府県畜産主務課  
畜産関係団体 各位

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

畜産事業者（特に大規模経営体）における新型コロナウイルス感染防止対策  
について

新型コロナウイルス感染症への対応について、先般、「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を取りまとめ、各地域において業務継続に向け体制の検討・構築をお願いしたところです。

業務継続に支障を生じさせないためには、各農場において日頃より感染予防対策を徹底することが重要であることから、ガイドラインに基づく対応の周知を再度お願いいたします。

また、「人との接触を減らす」、「3つの密を避ける」取組が重要であり、引き続き徹底いただきますようお願いいたします。

特に、大規模経営体については、従事者数が多いことから、農場内で感染者や濃厚接触者が多数発生した場合、地域で多数の支援要員を確保することが極めて困難となると考えられることから、下記の例を参考に、複数の従事者が同時に感染、濃厚接触しないよう従事者同士の接触機会を低減させる取組の徹底をお願いいたします。

併せて、通常の飼養管理ができなくなること、乳房炎等の家畜疾病が発生するおそれも想定されるため、家畜共済の加入などセーフティーネット対策についても検討をお願いいたします。

記

複数の従事者が接触する機会を低減させるための措置（例）

(1) 各種作業

- ・可能な限り作業ごとに人員を固定（グループ化）し、他の作業従事者との接触する機会を作らないこと
- ・搾乳など複数の従事者が同時に作業する際は、必要な人員に絞り、一定の距離を確保しながら行うこと
- ・作業に必要な器具については、可能な限り共用を避けること

(2) その他

- ・従事者が集まる場所では、できるだけマスクを着用し、十分な換気を行うとともに、近距離での接触を避けるようにすること



- ・担当者との連絡は、メールやホワイトボードなどを活用すること
- ・休憩（食事を含む）は、時間や場所をずらして取得し、こまめに消毒を実施すること

(参考)

1 濃厚接触者の定義（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版））

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間\*に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

※「患者（確定例）」の感染可能期間

発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離開始前までの間、とする。

\*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

2 人との接触を8割減らす、3つの密を避けるための取組

「人との接触を8割減らす10のポイント」（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624038.pdf>

「3つの「密」を避けるための手引き」（首相官邸HP）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>